

平成 19 年 12 月 26 日  
監 査 室

独立行政法人医薬品医療機器総合機構における  
企業出身者の就業制限ルールの遵守状況に関する  
監査結果報告

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に在職する企業出身者の就業制限ルールの遵守状況に関する監査を実施した結果については、下記のとおりである。

記

1 . 監査の対象月

平成 19 年 10 月～平成 19 年 11 月

2 . 監査の対象者

【平成 19 年 10 月】

14 名 （別紙参照）

【平成 19 年 11 月】

「10 月」と同じ

3 . 就業制限ルールの遵守状況

就業制限ルールについては、平成 19 年 10 月及び同年 11 月それぞれの月において、いずれも遵守されているものと認められる。

# 企業出身者の就業制限ルールの遵守状況に関する監査対象者

(平成19年10月)

## 【採用後2年を経過した者】

	機構配置部	採用年月日	採用前5年間に おいて 在職していた 企業の名称	同左における 所属部署
1	品質管理部	平成16年8月1日	東レ(株) ヤンセンファーマ(株)	品質管理部門
2	品質管理部	平成17年3月1日	東レ(株)	品質管理部門
3	企画調整部	平成17年4月1日	エーザイ(株)	研究、開発部門
4	品質管理部	平成17年4月1日	グラクソ・スミスクライン(株)	製造部門
5	品質管理部	平成17年4月1日	武田薬品工業(株)	品質管理部門 製造部門
6	品質管理部	平成17年4月1日	大日本製薬(株)	品質管理部門
7	新薬審査第一部	平成17年7月1日	大日本製薬(株)	研究部門
8	品質管理部 (基準課)	平成17年8月1日	大塚製薬(株)	製造部門
9	品質管理部 (基準課)	平成17年9月1日	三共(株)	研究部門

「機構採用後2年間」にかかる就業制限ルールは適用されない。

## 【採用後2年未満の者】

10	新薬審査第三部	平成17年12月1日	アベンティスファーマ(株)	開発部門
11	生物系審査第二部	平成18年1月1日	杏林製薬(株)	開発部門
12	品質管理部 (基準課)	平成18年4月1日	(株)日立メディコ	品質部門
13	安全部 (課長)	平成18年4月1日	萬有製薬(株)	開発部門
14	情報化統括推進室	平成19年1月1日	アストラゼネカ(株)	システム部門

出身企業における業務(研究・開発部門)と機構における職務(安全部の職務)が密接な関係にないことから、「機構採用後2年間、管理職又は審査チームの主任の地位に就けない」という就業制限ルールは適用されない。